

北海道新聞 2012 年（平成 24 年）7 月 24 日（火曜日）

<札幌地裁 24 時間介護認めず>

◎「施設に入れというのか」

最難治性てんかんを患う札幌市東区の鬼塚朗（あきら）さん（34）が障害者自立支援法に基づき 24 時間の在宅介護を求めた訴訟の 23 日の札幌地裁判決で、千葉和則裁判長は介護サービスを 1 日 11 時間までとした札幌市の決定を適法とし、訴えを退けた理由について「自立した生活を困難にするとは認められない」と述べた。

原告側控訴へ

鬼塚さんは判決後に記者会見し「許せない。でもこれから勝負と思う」と控訴の意思を示した。

鬼塚さんは睡眠時無呼吸症候群でマスク式の呼吸補助装置が欠かせないが、夜中にてんかんの発作でマスクが外れると自力で元に戻せず、脳に障害が出る恐れがあるという。

鬼塚さんが一人暮らしを始めた 5 年前から週に 3 日前後、無償で泊まり込みの介護を続ける社会福祉法人職員の藤本一貴さん（34）は「ボランティアがいるから大丈夫と判断されたとしたら自分の存在があだになったのかとさえ思う。支援者に巡り合えるかの運で障害者の人生が決まる現状はおかしい」と強調。原告代理人の池田直樹弁護士は「行政の裁量を尊重し施設に入れという判決だ」と批判した。

判決は「福祉制度の維持には財政的な裏付けが必要で限界がある。障害者の生活スタイルの希望を完全にはかなえることが自立支援法の趣旨ではない」と指摘。24 時間介護は 1 人年約 1,700 万円を要すると財政負担を強調した市側に配慮した。

上田文雄市長は判決について「自立支援はさまざまなサービスを組み合わせ、より安心して快適な生活を実現してもらおうものだという市の主張が認められた」とコメントした。

